教育福祉委員会審査日程表

日時　平成２６年６月１７日（火）
午前１０時開議
場所　第３・４委員会室

第１　請願第１号　「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書

第２　議案第３２号　流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

第３　議案第３１号　流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第４　議案第３０号　流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第５　議案第３３号　流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第６　議案第３４号　流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第７　議案第３５号　流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第８　所管事務の継続調査について

流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例（昭和４７年流山市条例第６号）新旧対照表

改正後	改正前
（設置） 第２条　市は、高齢者の福祉の向上と増進を図るため、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７に規定する老人福祉センターとして、流山市高齢者福祉センター森の倶楽部（以下「森の倶楽部」という。）を設置する。 ２　森の倶楽部は、次に掲げる施設及びこれに附属する設備（以下「附属設備」という。）により構成する。 （１）　大広間 （２）　機能回復訓練室 （３）　娯楽談話室 （４）　図書室 （５）　生活・健康相談室 （６）　ミーティングルーム （７）　多目的室 （８）　レストラン	（設置） 第２条　市は、高齢者の福祉の向上と増進を図るため、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７に規定する老人福祉センターとして、流山市高齢者福祉センター森の倶楽部（以下「森の倶楽部」という。）を設置する。 ２　森の倶楽部は、次に掲げる施設及びこれに附属する設備（以下「附属設備」という。）により構成する。 （１）　大広間 （２）　機能回復訓練室 （３）　娯楽談話室 （４）　図書室 （５）　生活・健康相談室 （６）　ミーティングルーム
（位置） 第３条　森の倶楽部の位置は、次のとおりとする。 流山市大字東深井９８９番地	（位置） 第３条　森の倶楽部の位置は、次のとおりとする。 流山市大字東深井９８６番地の１
（事業） 第５条　森の倶楽部は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。 （１）　各種相談 ア　生活相談 イ　健康相談 （２）　生業及び就労の指導 （３）　機能回復訓練の実施 （４）　レクリエーション等の実施	（事業） 第５条　森の倶楽部は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。 （１）　各種相談 ア　生活相談 イ　健康相談 （２）　生業及び就労の指導 （３）　機能回復訓練の実施 （４）　レクリエーション等の実施

改正後	改正前
（５）　老人クラブに対する援助等 （６）　前８号に掲げる事業を効果的に達成するために行う事業	（５）　老人クラブに対する援助等
（指定管理者による管理） 第６条　市は、森の倶楽部の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に森の倶楽部（第２条第２項第８号に規定するレストランを除く。）の管理を行わせるものとする。	（指定管理者による管理） 第６条　市は、森の倶楽部の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に森の倶楽部の管理を行わせるものとする。
２　前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。	２　前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。
（使用の許可） 第１１条　森の倶楽部（（レストランを除く。以下同じ。）の施設又は附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けあなければならない。	（使用の許可） 第１１条　森の倶楽部の施設又は附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
２　前項の許可には、森の倶楽部の管理上必要な条件を付することができる。	２　前項の許可には、森の倶楽部の管理上必要な条件を付することができる。
（使用の制限） 第１２条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、森の倶楽部の使用を許可しないことができる。	（使用の制限） 第１２条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、森の倶楽部の使用を許可しないことができる。
（１）　その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。	（１）　その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
（２）　その使用が森の倶楽部の設置の目的に反すると認められるとき。	（２）　その使用が森の倶楽部の設置の目的に反すると認められるとき。
（３）　その他森の倶楽部の管理上支障があると認められるとき。	（３）　その他森の倶楽部の管理上支障があると認められるとき。
２　前項の規定は、レストランの使用について準用する。この場合において同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「森の倶楽部の使用を許可しないこと」とあるのは「レストランの使用を制限し、又は停止すること」と読み替える。	
（使用の許可の取消し等） 第１３条　指定管理者は、第１１条の規定による許可を受けた者（以下「使	（使用の許可の取消し等） 第１３条　指定管理者は、第１１条の規定による許可を受けた者（以下「使

改正後	改正前
用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。 （１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２）　第１１条の規定による使用の許可の条件に違反したとき。 （３）　虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。 （４）　その他森の倶楽部の管理上支障があると認められるとき。	用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。 （１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２）　第１１条の規定による使用の許可の条件に違反したとき。 （３）　虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。 （４）　その他森の倶楽部の管理上支障があると認められるとき。
２　前項及び前条第２項の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定により使用の制限又は許可の取消し若しくは停止された場合において、使用者に損失が生じても、市及び指定管理者は、その損失の補償の責めを負わない。	２　前項の規定により使用の制限又は許可の取消し若しくは停止された場合において、使用者に損失が生じても、市及び指定管理者は、その損失の補償の責めを負わない。
別表（第１４条関係） 【別記1　参照】	別表（第１４条関係） 【別記1　参照】

【別記1】 x

改正後

区　分		利用料金の額
施設	大広間 機能回復訓練室 娯楽談話室 図書室 生活・健康相談室 ミーティングルーム 多目的室	無料（第１０条第２項に規定する者（６０歳以上の市外居住者に限る。）に該当するときは、１人当たり１００円とする。）
附属設備	浴場	１人当たり１日につき、１００円（規則で定めるところにより月を単位として５００円とすることができる。）
	カラオケセット	１団体につき、１時間５００円

改正前

区　分		利用料金の額
施設	大広間 機能回復訓練室 娯楽談話室 図書室 生活・健康相談室 ミーティングルーム	無料（第１０条第２項に規定する者（６０歳以上の市外居住者に限る。）に該当するときは、１人当たり１００円とする。）
附属設備	浴場	１人当たり１日につき、１００円（規則で定めるところにより月を単位として５００円とすることができる。）
	カラオケセット	１団体につき、１時間５００円

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）新旧対照表

改正後	改正前
（指定管理者による管理） 第５条の２　市は、福祉会館の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる福祉会館の管理を行わせるものとする。 （１）　流山市流山福祉会館 （２）　流山市西深井福祉会館 （３）　流山市南福祉会館 （４）　流山市名都借福祉会館 （５）　流山市南流山福祉会館 （６）　流山市平和台福祉会館 （７）　流山市下花輪福祉会館 （８）　流山市十太夫福祉会館 （９）　流山市東深井福祉会館 （１０）　流山市野々下福祉会館 （１１）　流山市思井福祉会館	（指定管理者による管理） 第５条の２　市は、福祉会館の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる福祉会館の管理を行わせるものとする。 （１）　流山市流山福祉会館 （２）　流山市西深井福祉会館 （３）　流山市南福祉会館 （４）　流山市名都借福祉会館 （５）　流山市南流山福祉会館 （６）　流山市平和台福祉会館 （７）　流山市下花輪福祉会館 （８）　流山市十太夫福祉会館 （９）　流山市東深井福祉会館 （１０）　流山市野々下福祉会館
２　前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。	２　前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。
（指定管理者が行う業務の範囲） 第５条の３　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　福祉会館の施設及び設備の維持管理に関すること。 （２）　第４条第１号、第３号（流山市十太夫福祉会館、流山市野々下福祉会館及び流山市思井福祉会館に限る。）、第４号（流山市東深井福祉会館に限る。）及び第５号に規定する事業に関すること。 （３）　第７条に規定する使用の許可に関すること。 （４）　第８条に規定する使用の制限に関すること。 （５）　第９条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。	（指定管理者が行う業務の範囲） 第５条の３　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　福祉会館の施設及び設備の維持管理に関すること。 （２）　第４条第１号、第３号（流山市十太夫福祉会館及び流山市野々下福祉会館に限る。）、第４号（流山市東深井福祉会館に限る。）及び第５号に規定する事業に関すること。 （３）　第７条に規定する使用の許可に関すること。 （４）　第８条に規定する使用の制限に関すること。 （５）　第９条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。

改正後	改正前
（６）　第１４条に規定する利用料の収受、減額及び還付に関すること。 ２　前条第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第７条、第８条及び第９条第１項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。	（６）　第１４条に規定する利用料の収受、減額及び還付に関すること。 ２　前条第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第７条、第８条及び第９条第１項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

資料１

向小金小学校区第１学童クラブ
向小金小学校区第２学童クラブ

位置図

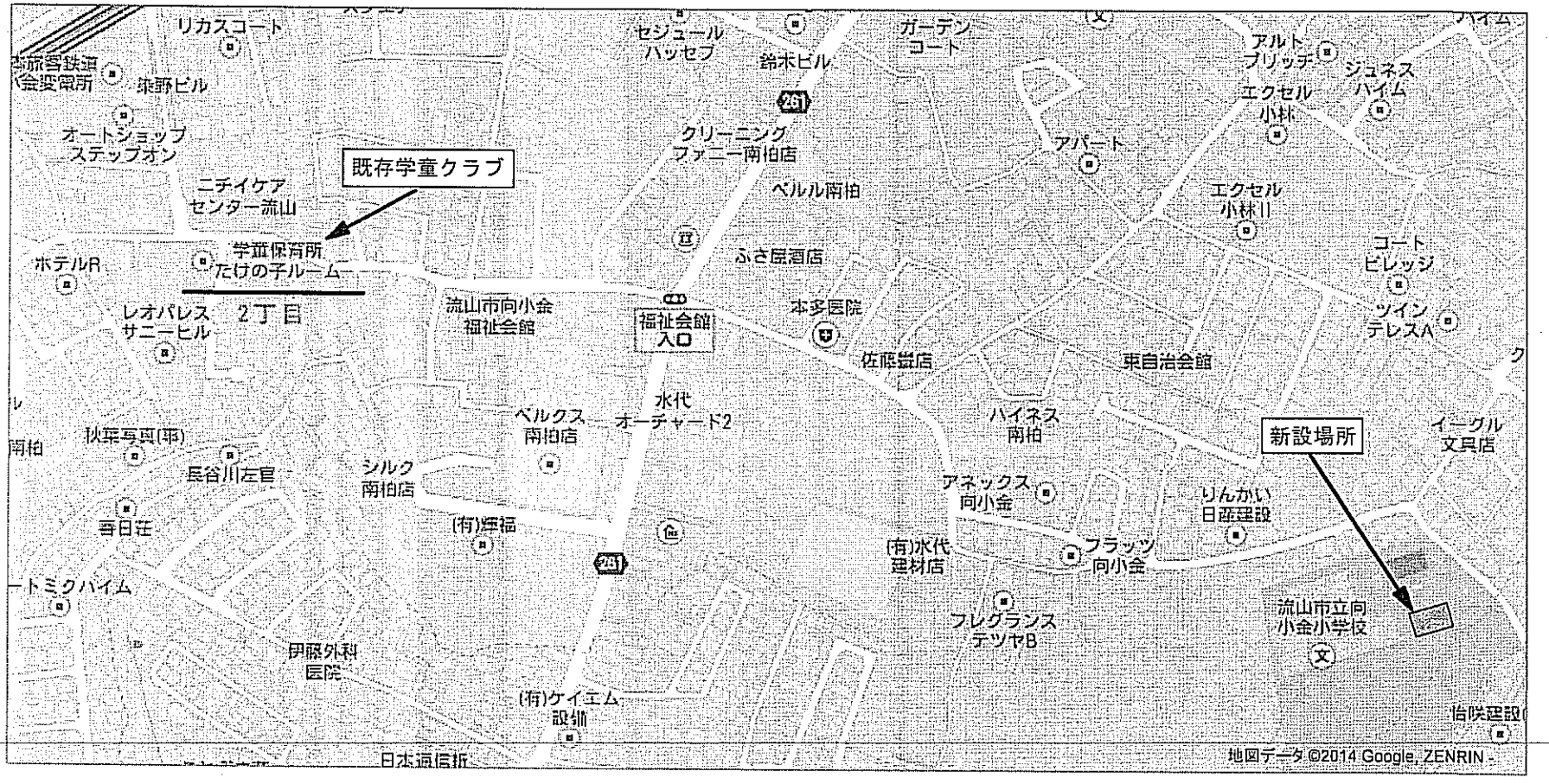

向小金小学校区第１学童クラブ
向小金小学校区第２学童クラブ

小学校配置図

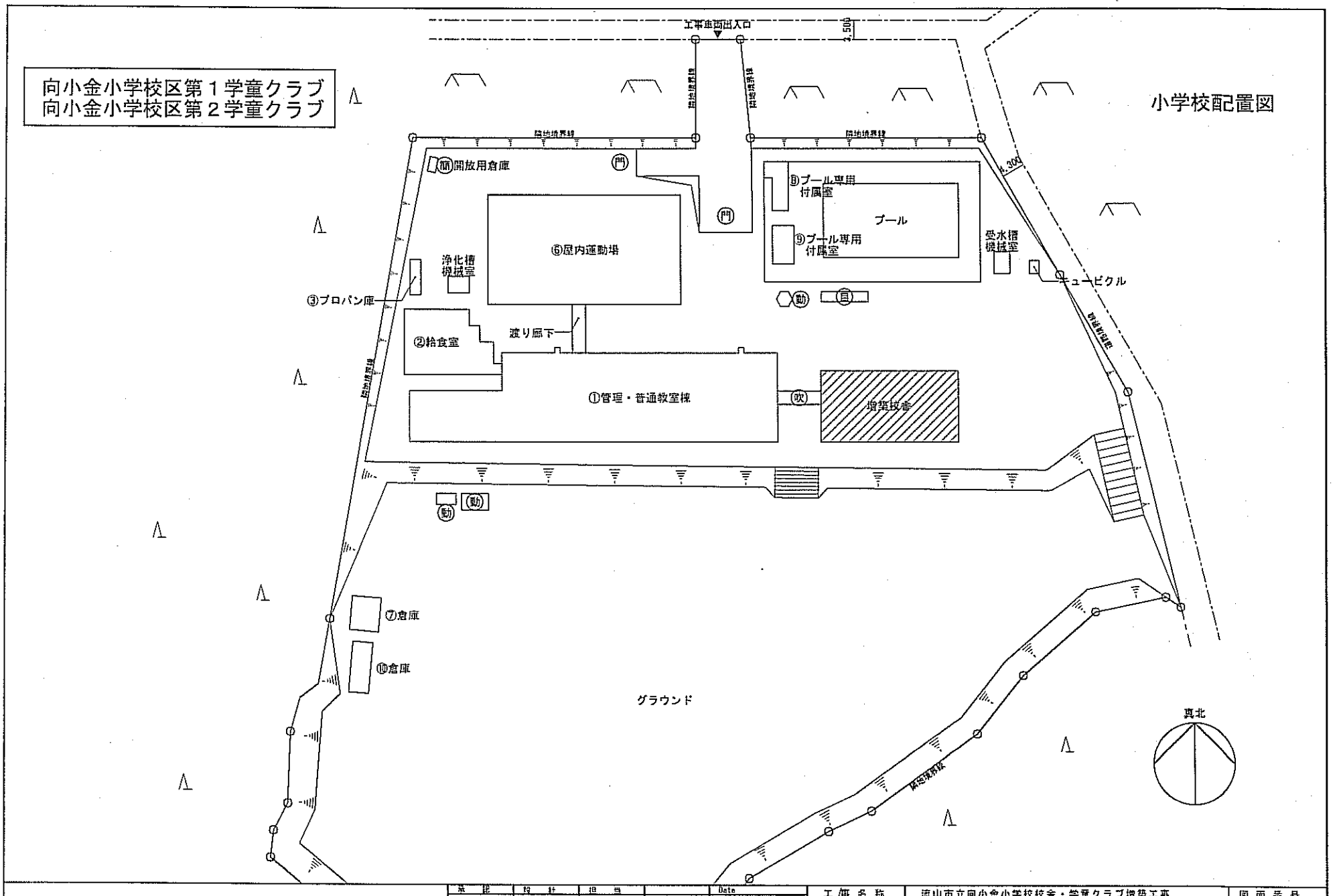

承認	校長	担当		Date	工事名称	流山市立向小金小学校校舎・学童クラブ増築工事	図面番号
					図面名称	配置図	
Section	流山市教育委員会 教育総務課				縮尺	1／600	

向小金小学校区第１学童クラブ
向小金小学校区第２学童クラブ

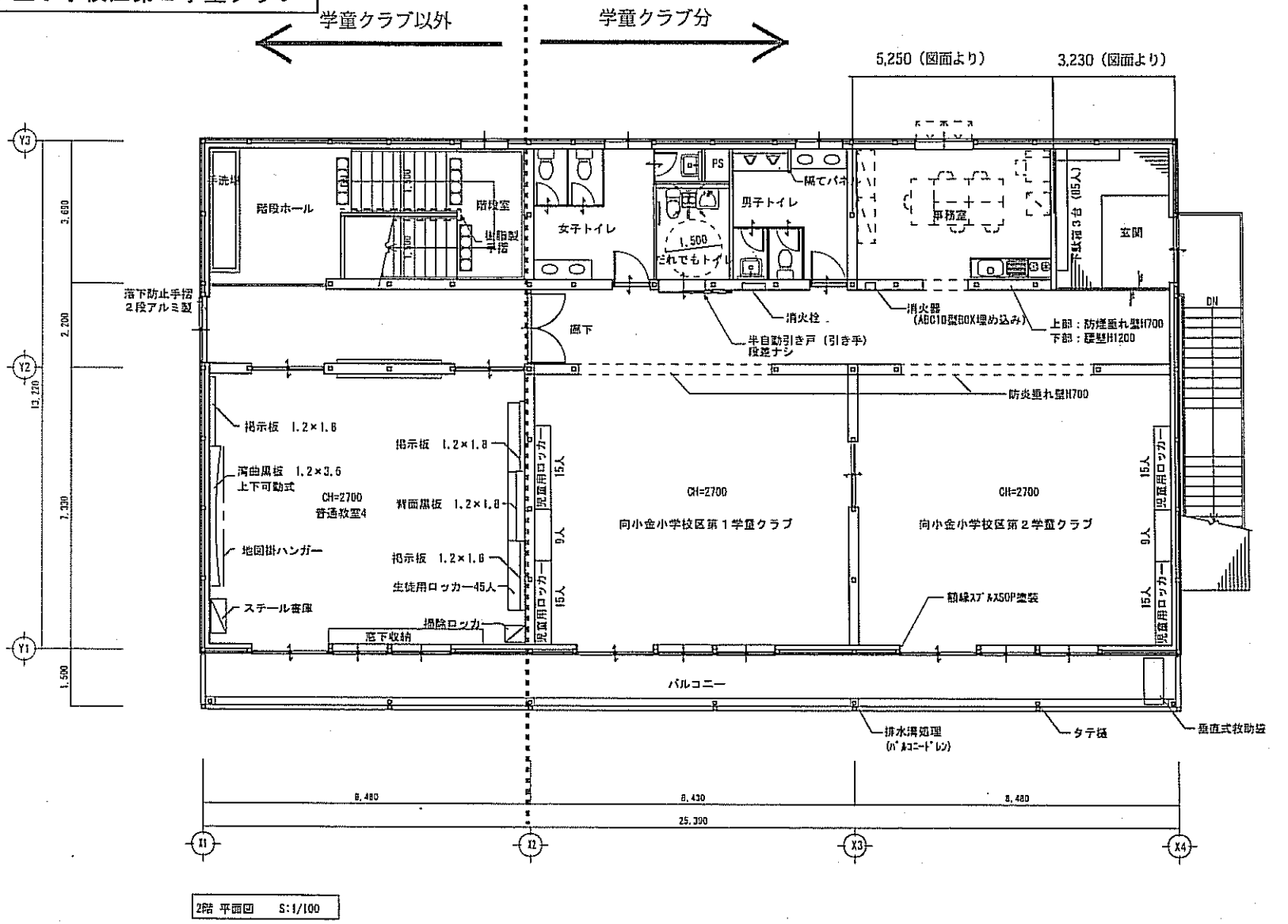

2階 平面図　S:1/100

							工事名称	流山市立向小金小学校校舎・学童クラブ増築工事	図面番号
							図面名称	平面図	
							縮尺	1／100	
							Section	流山市教育委員会　教育総務課	

資料２

おおたかの森小学校区学童クラブ　位置図

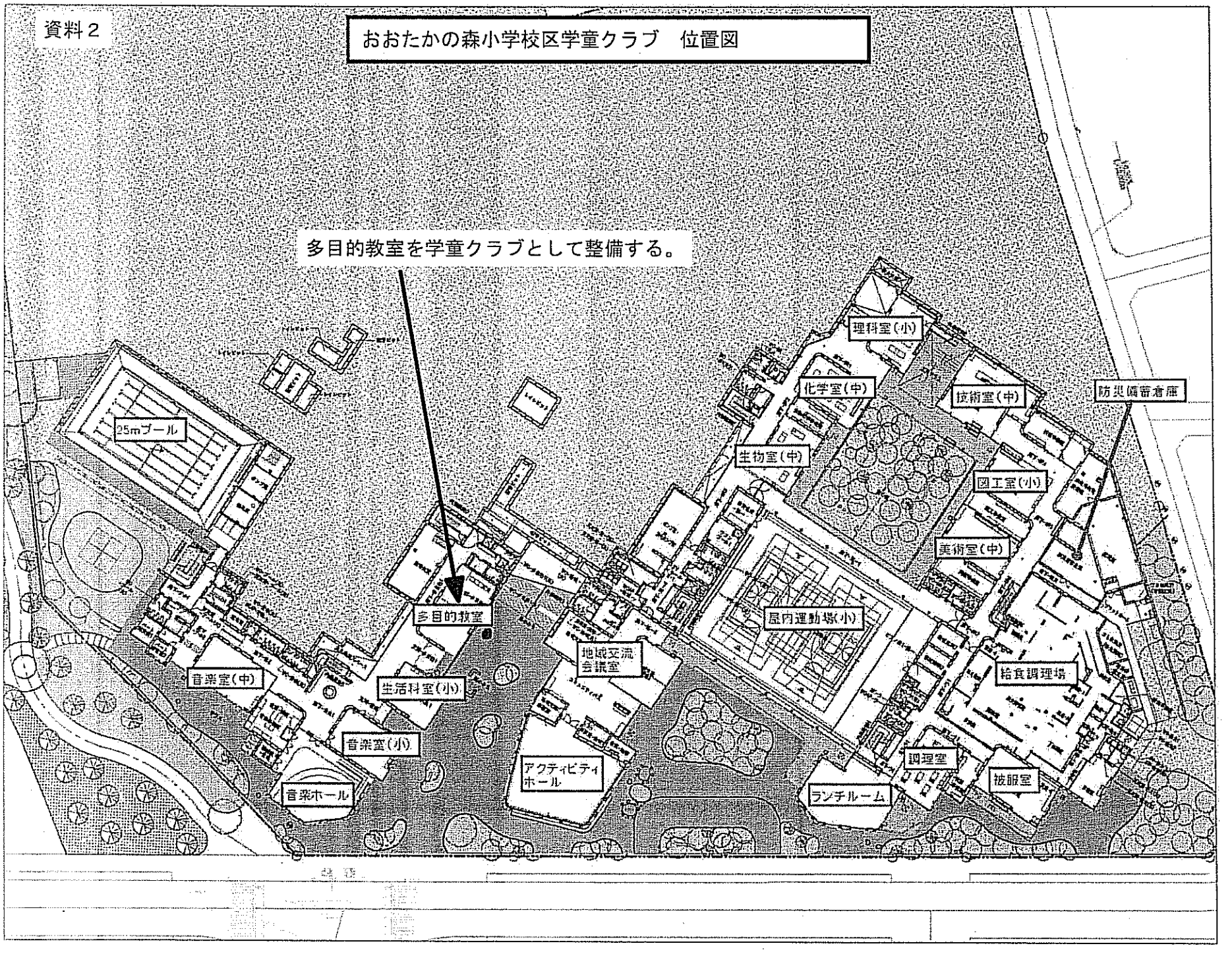

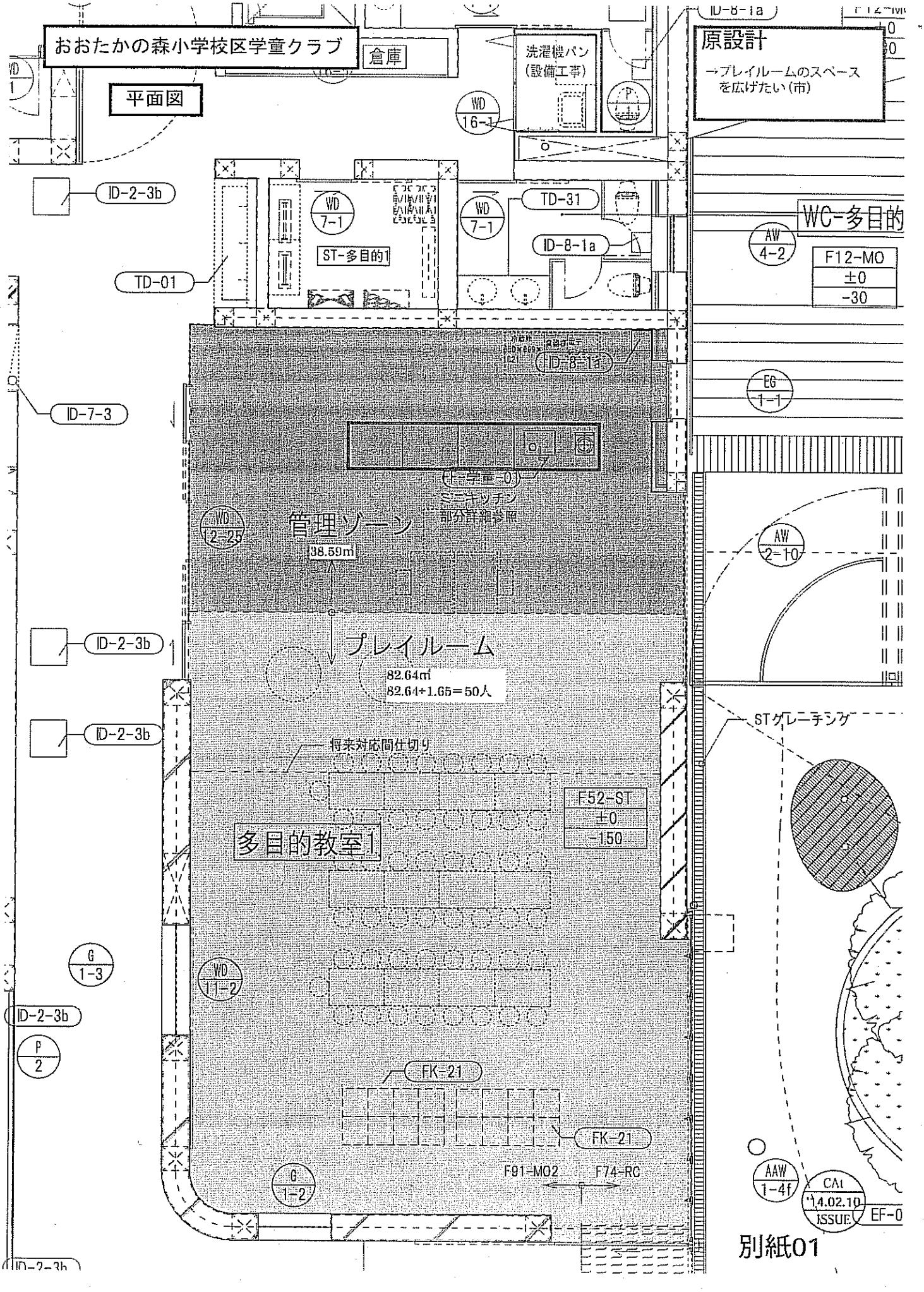
おおたかの森小学校区学童クラブ
平面図
倉庫
洗濯機パン
(設備工事)
原設計
→プレイルームのスペース
を広げたい(市)
WD 16-1
ID-2-3b
WD 7-1
WD 7-1
TD-31
ID-8-1a
ST-多目的1
WC-多目的
AW 4-2
F12-MO
±0
-30
TD-01
ID-8-1a
EG 1-1
ID-7-3
T-学童-01
ミニキッチン
部分詳細参照
WD 2-25
管理ゾーン
38.59㎡
AW 2-10
ID-2-3b
プレイルーム
82.64㎡
82.64÷1.65=50人
ID-2-3b
ST グレーチング
将来対応間仕切り
F52-ST
±0
-150
多目的教室1
G 1-3
WD 11-2
ID-2-3b
P 2
FK-21
FK-21
F91-MO2
F74-RC
G 1-2
AAW 1-4f
CAt
'14.02.10
ISSUE
EF-0
別紙01

各条項の主点

【第１条関係】

この条例は、地方自治法の規定に基づいて、流山市おおたかの森センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるとしたもの。

【第２条関係】

センターを設置する目的は、地域住民の行う文化交流等の活動を支えるためとしたもの。

【第３条関係】

センターの設置に当たり、その名称及び位置を規定したもの。

【第４条関係】

市は、センターの設置目的を効果的に達成するため指定管理者にセンターの管理を行わせること、また、指定管理者の指定手続等については、市として統一されているため流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の定めによるとしたもの。

【第５条関係】

地方自治法第２４４条の２第４項の規定により、センターの施設等の維持管理、使用に関すること、模様替え、原状回復及び利用料金等、指定管理者が行う業務の範囲を定めるもの。

【第６条関係】

センターの開館時間を定め、市長が必要と認めた場合には、開館時間の変更ができるとしたもの。開館時間はセンターが公民館、南流山センター、生涯学習センターと類似しているため、これらの施設との整合性を持たせることとした。

【第７条関係】

センターの休館日を定め、市長が必要と認めた場合には、休館日の変更が

できるとしたもの。市長が必要と認めた場合とは、臨時メンテナンス等を想定している。

【第８条関係】

施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこと、また、許可をする場合に施設等の管理上必要な条件を付することができることとしたもの。これらは、施設等を適正に管理するためのものである。

【第９条関係】

施設等を使用しようとする者が各号列記に該当する場合及び緊急事態、施設設備の故障等による施設等の管理上支障があると認められる場合など、指定管理者が施設等の使用を許可しない事項について定めたもの。

【第１０条関係】

指定管理者は、第９条の規定による使用の許可を受けた者であっても、センターの適正な管理に当たり支障があると認められるときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる事項を定めたもの。第１項では取消し又は禁止になる場合を列挙し、第２項では取消し又は禁止事項に該当したことによる取消し又は禁止による免責の規定、第３項では指定管理者ではなく市長がやむを得ない事情で使用を取り消すことができることを規定した。この「やむを得ない事情」とは、選挙や災害時の避難所開設などを想定する。

【第１１条関係】

多くの人が施設利用できるよう同一使用者の施設使用期間を定め、また、市長が特に必要と認めるときや施設等の管理上支障がないと認めるときの除外規定を定めたもの。

【第１２条関係】

使用者の目的外使用及び権利譲渡等の禁止を定めたもの。申請者の目的を隠れみのにして、禁止事項に当たることを行う等、不正を防止する役目もある。

【第１３条関係】

施設等を使用する場合に模様替えや設備等を付加しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならないとしたもの。勝手な模様替え等により、その後センターの使用の妨げにならないよう適正な管理を目的とする。

【第１４条関係】

使用施設等の原状回復を使用者に課し、また、原状回復しない場合についての規定を定めたもの。

【第１５条関係】

使用者又は利用者が、施設、設備等を損傷、又は滅失した場合は、損害賠償の責任を負うことを規定したもの。

【第１６条関係】

使用者は、施設等を使用するときは、当該使用に利用料金を指定管理者に支払わなければならないこと、支払期日を定めたもの。

指定管理者については、利用料金の額を別表に定める範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て定めることができ、利用料金は、指定管理者の収入となるとしたもの。

また、使用料、利用料金の減額、免除について定めたもの。

なお、利用料金の額については別添（流山おおたかの森センター利用料金(案)第１５条別表）のとおり単位面積当たりの原価を基に定めたもの。

【第１７条関係】

既納の使用料又は利用料金は、還付しないこととし、一部還付する該当事項について定めたもの。流山市行政財産使用料条例第５条の規定により、原則どおりとするもの。

【第１８条関係】

センターの施設及びその敷地内では、市長の許可を受けた場合以外の販売行為等を禁止したもの。

【第１９条関係】

条例施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしたもの。

（仮称）流山市おおたかの森センター施設概要図

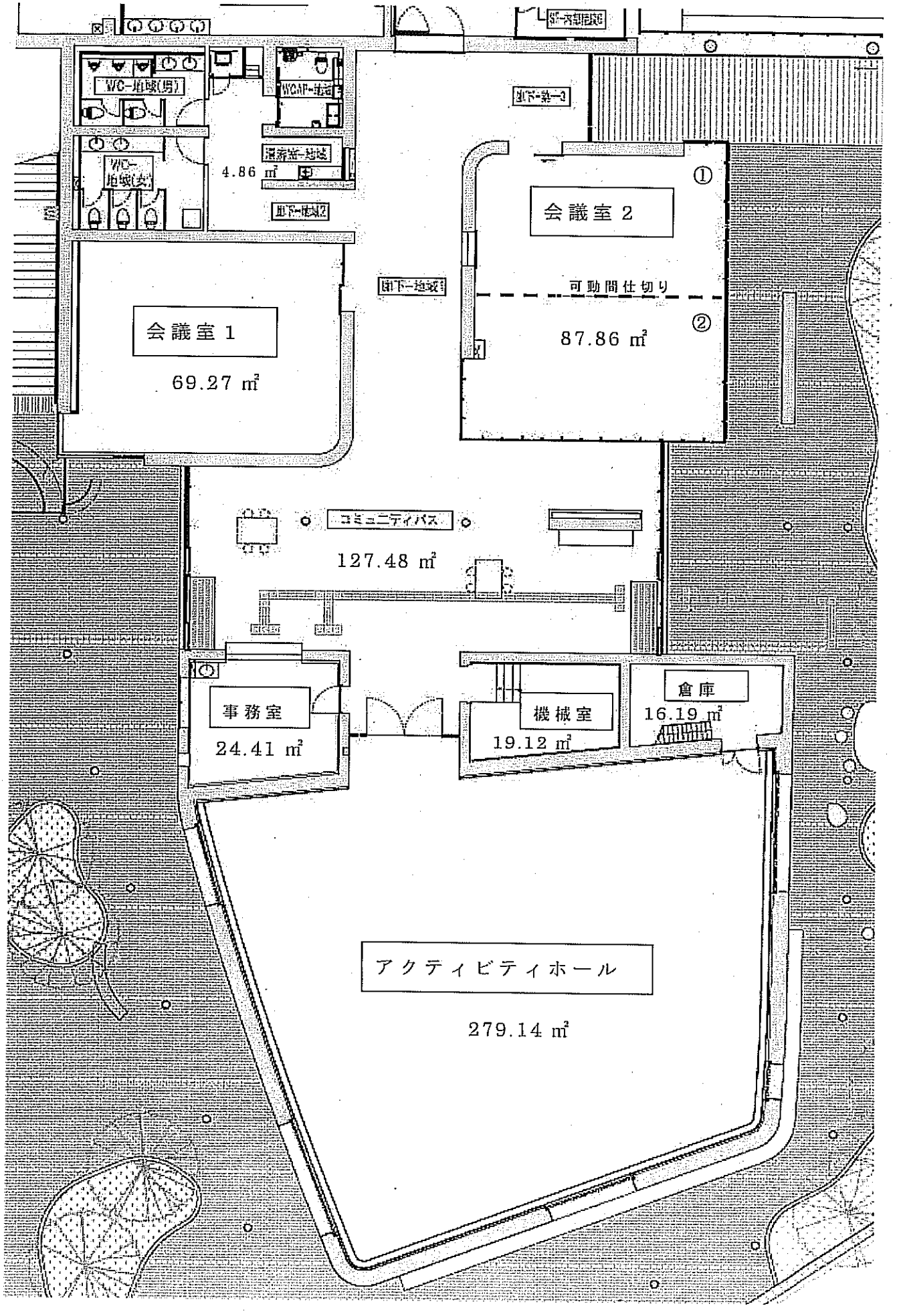

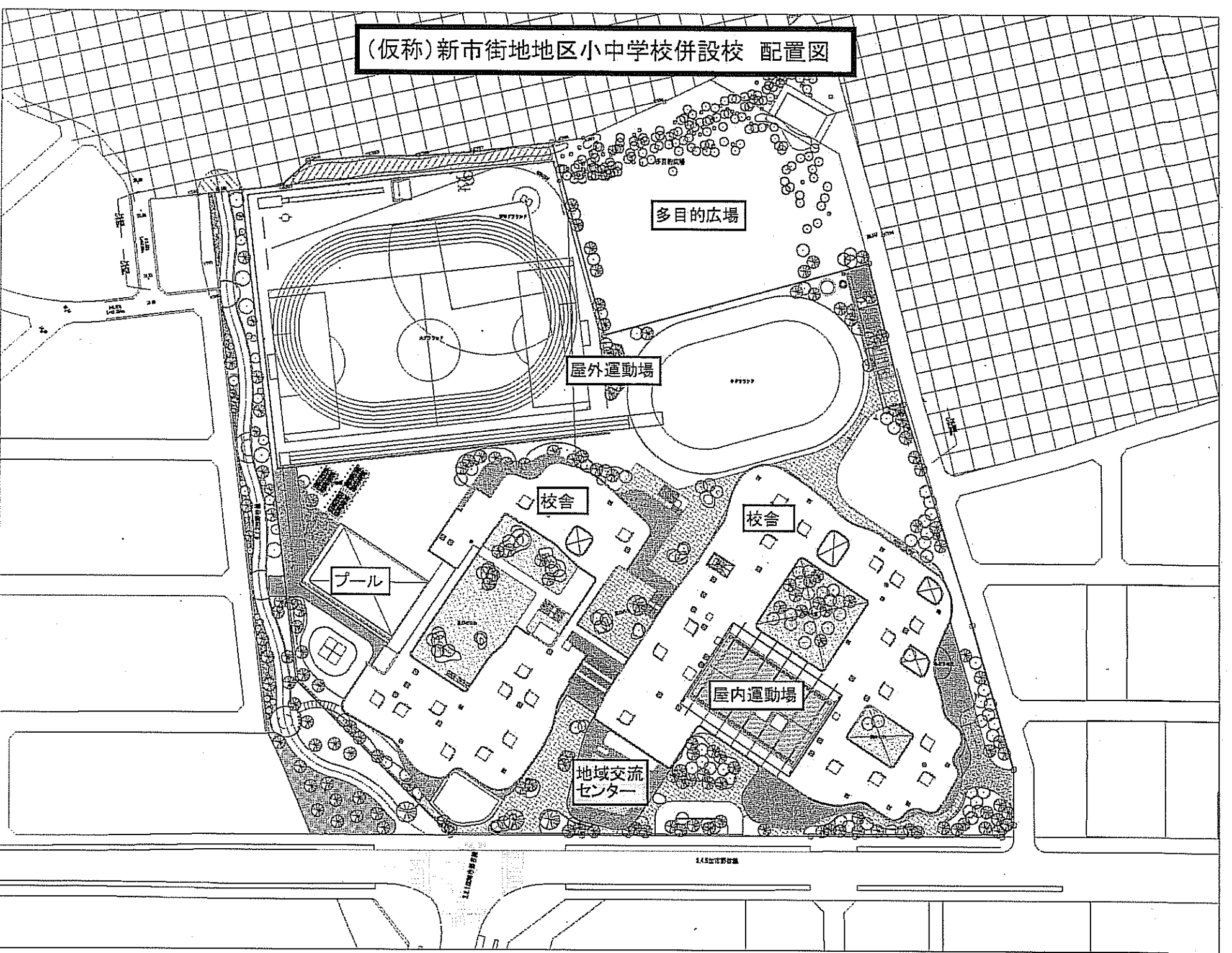
（仮称）新市街地地区小中学校併設校　配置図
多目的広場
屋外運動場
校舎
校舎
プール
屋内運動場
地域交流
センター

流山市立図書館設置等に関する条例（昭和５３年流山市条例第１２号）新旧対照表

改正後	改正前
○流山市立図書館設置等に関する条例 昭和５３年３月３１日 条例第１２号 改正　昭和５４年３月３０日条例第２０号 昭和５６年３月３１日条例第１８号 昭和６３年６月３日条例第１４号 平成４年９月３０日条例第３２号 平成８年３月２９日条例第５号 平成９年１２月２４日条例第２５号 平成１７年９月３０日条例第２５号 平成１９年９月２８日条例第３２号 平成２０年３月２４日条例第１５号 平成２３年７月８日条例第１６号 平成２５年１２月２０日条例第４２号	○流山市立図書館設置等に関する条例 昭和５３年３月３１日 条例第１２号 改正　昭和５４年３月３０日条例第２０号 昭和５６年３月３１日条例第１８号 昭和６３年６月３日条例第１４号 平成４年９月３０日条例第３２号 平成８年３月２９日条例第５号 平成９年１２月２４日条例第２５号 平成１７年９月３０日条例第２５号 平成１９年９月２８日条例第３２号 平成２０年３月２４日条例第１５号 平成２３年７月８日条例第１６号 平成２５年１２月２０日条例第４２号
（図書館の設置） 第１条　市は、図書館法（昭和２５年法律第１１８号。以下「法」という。）第１０条及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定により、図書館を設置する。	（図書館の設置） 第１条　市は、図書館法（昭和２５年法律第１１８号。以下「法」という。）第１０条及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定により、図書館を設置する。
（名称及び位置） 第２条　図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	（名称及び位置） 第２条　図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称：位置 流山市立中央図書館：流山市加一丁目１２２５番地の６ 流山市立森の図書館：流山市東深井９９１番地 流山市立木の図書館：流山市名都借３１３番地の１	名称：位置 流山市立中央図書館：流山市加一丁目１２２５番地の６ 流山市立森の図書館：流山市東深井９９１番地 流山市立木の図書館：流山市名都借３１３番地の１
２　流山市立中央図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりと	２　図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

改正後	改正前
する。	
名称 / 位置 流山市立中央図書館北部分館 / 流山市美原１丁目１５８番地の２ 流山市立中央図書館南流山分館 / 流山市南流山３丁目３番地の１ 流山市立中央図書館初石分館 / 流山市西初石４丁目３８１番地の２ 流山市立おおたかの森子ども図書館 / 流山市市野谷６２１番地の１	名称 / 位置 流山市立中央図書館北部分館 / 流山市美原１丁目１５８番地の２ 流山市立中央図書館南流山分館 / 流山市南流山３丁目３番地の１ 流山市立中央図書館初石分館 / 流山市西初石４丁目３８１番地の２
（事業） 第３条　図書館は、法第３条各号に掲げる事項を行うものとする。 ２　図書館は、前項に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業を行うことができる。	（事業） 第３条　図書館は、法第３条各号に掲げる事項を行うものとする。 ２　図書館は、前項に掲げるもののほか、図書館の目的達成のために必要な事業を行うことができる。
（指定管理者による管理） 第４条　市は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、次に掲げる図書館の管理を法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （１）　流山市立森の図書館 （２）　流山市立木の図書館 （３）　流山市立おおたかの森子ども図書館	（指定管理者による管理） 第４条　市は、図書館の設置目的を効果的に達成するため、次に掲げる図書館の管理を法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （１）　流山市立森の図書館 （２）　流山市立木の図書館
２　前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。	２　前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年流山市条例第２７号）の定めるところによる。
（指定管理者が行う業務の範囲） 第５条　指定管理者が行う業務は、別表第１に定めるとおりとする。	（指定管理者が行う業務の範囲） 第５条　指定管理者が行う業務は、別表第１に定めるとおりとする。
（開館時間） 第６条　図書館の開館時間は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、	（開館時間） 第６条　図書館の開館時間は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、流山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、

改正後	改正前
これを変更することができる。 （休館日） 第７条　図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 （１）　月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その直後の祝日法に規定する休日でない日） （２）　館内整理日（毎月末日（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日に当たるときを除く。）） （３）　１月１日から同月４日まで及び１２月２８日から同月３１日まで （４）　特別整理期間（年１５日以内で教育委員会が定める期間） （使用の許可） 第８条　流山市立森の図書館の会議施設及び展示施設（以下「森の図書館会議施設等」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 ２　前項の許可には、森の図書館会議施設等の管理上必要な条件を付することができる。 （使用の制限） 第９条　指定管理者は、森の図書館会議施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。 （１）　その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 （２）　森の図書館会議施設等及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。 （３）　前各号に掲げるもののほか、森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるとき。 （使用の許可の取消し等） 第１０条　指定管理者は、第８条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」	これを変更することができる。 （休館日） 第７条　図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。 （１）　月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その直後の祝日法に規定する休日でない日） （２）　館内整理日（毎月末日（土曜日、日曜日又は祝日法に規定する休日に当たるときを除く。）） （３）　１月１日から同月４日まで及び１２月２８日から同月３１日まで （４）　特別整理期間（年１５日以内で教育委員会が定める期間） （使用の許可） 第８条　流山市立森の図書館の会議施設及び展示施設（以下「森の図書館会議施設等」という。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 ２　前項の許可には、森の図書館会議施設等の管理上必要な条件を付することができる。 （使用の制限） 第９条　指定管理者は、森の図書館会議施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。 （１）　その使用が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 （２）　森の図書館会議施設等及び附属設備を損傷するおそれがあるとき。 （３）　前各号に掲げるもののほか、森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるとき。 （使用の許可の取消し等） 第１０条　指定管理者は、第８条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」

改正後	改正前
という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。 （１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２）　第８条第２項の規定により付する条件に違反したとき。 （３）　虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。 （４）　前各号に定めるもののほか、森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるとき。	という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用の全部若しくは一部を禁止することができる。 （１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２）　第８条第２項の規定により付する条件に違反したとき。 （３）　虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。 （４）　前各号に定めるもののほか、森の図書館会議施設等の管理上支障があると認められるとき。
２　教育委員会は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第８条第１項の許可を取り消すことができる。	２　教育委員会は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第８条第１項の許可を取り消すことができる。
（使用期間） 第１１条　森の図書館会議施設等は、同一使用者が同一施設を引き続き３日以上使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。	（使用期間） 第１１条　森の図書館会議施設等は、同一使用者が同一施設を引き続き３日以上使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
（目的外使用及び権利譲渡等の禁止） 第１２条　使用者は、許可を受けた目的以外に森の図書館会議施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。	（目的外使用及び権利譲渡等の禁止） 第１２条　使用者は、許可を受けた目的以外に森の図書館会議施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
（原状回復義務） 第１３条　使用者は、森の図書館会議施設等の使用を終了したとき（第１０条の規定により、森の図書館会議施設等の使用の許可の取消し又は禁止があったときを含む。）は、直ちに森の図書館会議施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。	（原状回復義務） 第１３条　使用者は、森の図書館会議施設等の使用を終了したとき（第１０条の規定により、森の図書館会議施設等の使用の許可の取消し又は禁止があったときを含む。）は、直ちに森の図書館会議施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、この限りでない。
（利用料金） 第１４条　使用者は、当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第８条第１項の規定による許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに指定管理者に支払わなければならない。	（利用料金） 第１４条　使用者は、当該使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第８条第１項の規定による許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに指定管理者に支払わなければならない。
２　利用料金の額は、別表第３に定める額の範囲内で、指定管理者があらか	２　利用料金の額は、別表第３に定める額の範囲内で、指定管理者があらか

改正後	改正前
じめ市長の承認を得て定める。 3　市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。 （利用料金の減免） 第１５条　指定管理者は、規則で定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の還付） 第１６条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときには、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 （１）　天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。 （２）　森の図書館会議施設等の使用者が使用期日の７日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。 （損害賠償） 第１７条　故意又は過失により、図書館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。 （販売行為の禁止） 第１８条　図書館又はその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。 （委任） 第１９条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 附　則 この条例は、昭和５３年４月１日から施行する。 附　則（昭和５４年３月３０日条例第２０号） この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。 附　則（昭和５６年３月３１日条例第１８号）	じめ市長の承認を得て定める。 3　市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。 （利用料金の減免） 第１５条　指定管理者は、規則で定める基準に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の還付） 第１６条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときには、利用料金の全部又は一部を還付することができる。 （１）　天災地変その他使用者の責めによらない事由により使用できなかったとき。 （２）　森の図書館会議施設等の使用者が使用期日の７日前までに使用の許可の取消しを申し出たとき。 （損害賠償） 第１７条　故意又は過失により、図書館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。 （販売行為の禁止） 第１８条　図書館又はその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。 （委任） 第１９条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 附　則 この条例は、昭和５３年４月１日から施行する。 附　則（昭和５４年３月３０日条例第２０号） この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。 附　則（昭和５６年３月３１日条例第１８号）

改正後	改正前
この条例は、昭和５６年５月１日から施行する。 附　則（昭和６３年６月３日条例第１４号） この条例は、昭和６３年６月４日から施行する。 附　則（平成４年９月３０日条例第３２号） この条例は、平成４年１１月１６日から施行する。 附　則（平成８年３月２９日条例第５号） この条例は、平成８年４月１０日から施行する。 附　則（平成９年１２月２４日条例第２５号） この条例は、公布の日から起算して６０日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 （平成１０年１月規則第１号で、同１０年２月２日から施行） 附　則（平成１７年９月３０日条例第２５号） この条例は、平成１８年４月１日から施行する。 附　則（平成１９年９月２８日条例第３２号） （施行期日） 1　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。 （準備行為） 2　指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。 （経過措置） 3　この条例の施行日前に受けた流山市立北部地域図書館の会議施設及び展示施設に係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。 附　則（平成２０年３月２４日条例第１５号） （施行期日） 1　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。	この条例は、昭和５６年５月１日から施行する。 附　則（昭和６３年６月３日条例第１４号） この条例は、昭和６３年６月４日から施行する。 附　則（平成４年９月３０日条例第３２号） この条例は、平成４年１１月１６日から施行する。 附　則（平成８年３月２９日条例第５号） この条例は、平成８年４月１０日から施行する。 附　則（平成９年１２月２４日条例第２５号） この条例は、公布の日から起算して６０日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 （平成１０年１月規則第１号で、同１０年２月２日から施行） 附　則（平成１７年９月３０日条例第２５号） この条例は、平成１８年４月１日から施行する。 附　則（平成１９年９月２８日条例第３２号） （施行期日） 1　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。 （準備行為） 2　指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。 （経過措置） 3　この条例の施行日前に受けた流山市立北部地域図書館の会議施設及び展示施設に係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。 附　則（平成２０年３月２４日条例第１５号） （施行期日） 1　この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

改正後	改正前
（経過措置） 2　第１条の規定による改正前の流山市立図書館設置等に関する条例の規定により、現に任命されている委員であって、この条例の施行の日以後に当該任命期間が満了することとなる委員の任期は、平成２０年３月３１日をもって満了したものとみなす。 3　第２条の規定による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例の規定は、平成２０年１０月１日以後の北部地域図書館会議施設等の使用について適用し、同日前の北部地域図書館会議施設等の使用については、なお従前の例による。 附　則（平成２３年７月８日条例第１６号） （施行期日） 1　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為） 2　指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。 （経過措置） 3　施行日前にこの条例による改正前の流山市立図書館設置等に関する条例第８条の規定によりなされた北部地域図書館会議施設等の使用の許可であって施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例第８条第１項の規定による森の図書館会議施設等の使用の許可とみなす。 附　則（平成２５年１２月２０日条例第４２号抄） （施行期日） 1　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。 （流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正に係る経過措置）	（経過措置） 2　第１条の規定による改正前の流山市立図書館設置等に関する条例の規定により、現に任命されている委員であって、この条例の施行の日以後に当該任命期間が満了することとなる委員の任期は、平成２０年３月３１日をもって満了したものとみなす。 3　第２条の規定による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例の規定は、平成２０年１０月１日以後の北部地域図書館会議施設等の使用について適用し、同日前の北部地域図書館会議施設等の使用については、なお従前の例による。 附　則（平成２３年７月８日条例第１６号） （施行期日） 1　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為） 2　指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。 （経過措置） 3　施行日前にこの条例による改正前の流山市立図書館設置等に関する条例第８条の規定によりなされた北部地域図書館会議施設等の使用の許可であって施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例第８条第１項の規定による森の図書館会議施設等の使用の許可とみなす。 附　則（平成２５年１２月２０日条例第４２号抄） （施行期日） 1　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。 （流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正に係る経過措置）

改正後	改正前
5　この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例第１４条第２項及び別表第３の規定は、施行日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前の森の図書館会議施設等の使用に係る利用料金及び同日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。	5　この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例第１４条第２項及び別表第３の規定は、施行日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日以後に納付される利用料金について適用し、同日前の森の図書館会議施設等の使用に係る利用料金及び同日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る同日前に納付される利用料金については、なお従前の例による。
附　則（平成２６年　月　　日条例第　　号） （施行期日） 1　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。 （準備行為） 2　この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例に基づく流山市立おおたかの森子ども図書館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市立おおたかの森子ども図書館の管理を行うための準備行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。	

別表第１（第５条関係）

区分	業務
流山市立森の図書館	（１）図書館の利用に関すること。 （２）図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。 （３）第８条に規定する使用の許可に関すること。 （４）第９条に規定する使用の制限に関すること。 （５）第１０条（第２項を除く。）に規定する使用の許可の取消し等に関すること。

別表第１（第５条関係）

区分	業務
流山市立森の図書館	（１）図書館の利用に関すること。 （２）図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。 （３）第８条に規定する使用の許可に関すること。 （４）第９条に規定する使用の制限に関すること。 （５）第１０条（同条第２項を除く。）に規定する使用の許可の取消し等に関すること。

改正後	
	（６）第１４条から第１６条までに規定する利用料金の収受、減免及び還付に関すること。 （７）前各号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務
流山市立木の図書館 流山市立おおたかの森子ども図書館	（１）図書館の利用に関すること。 （２）図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。 （３）前２号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

別表第２（第６条関係）

区分		平日	日曜日及び祝日法に規定する休日
流山市立中央図書館	図書館（分館を除く。）	午前９時３０分から午後８時まで	午前９時３０分から午後５時まで
	南流山分館	午前１０時から午後８時まで	午前１０時から午後５時まで
	上記以外の分館	午前１０時から午後５時まで	
流山市立森の図書館	図書館	午前９時３０分から午後８時まで	午前９時３０分から午後５時まで

改正前	
	（６）第１４条から第１６条までに規定する利用料金の収受、減免及び還付に関すること。 （７）前各号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務
流山市立木の図書館	（１）図書館の利用に関すること。 （２）図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。 （３）前２号に掲げるもののほか、図書館の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

別表第２（第６条関係）

区分		平日	日曜日及び祝日法に規定する休日
流山市立中央図書館	図書館（分館を除く。）	午前９時３０分から午後８時まで	午前９時３０分から午後５時まで
	南流山分館	午前１０時から午後８時まで	午前１０時から午後５時まで
	上記以外の分館	午前１０時から午後５時まで	
流山市立森の図書館	図書館	午前９時３０分から午後８時まで	午前９時３０分から午後５時まで

改正後

	会議施設及び展示施設	午前９時から午後９時まで	
流山市立木の図書館		午前９時３０分から午後８時まで	午前９時３０分から午後５時まで

別表第３（第１４条関係）
森の図書館会議施設等利用料金表

使用単位 使用区分	午前 午前９時から正午まで	午後１ 正午から午後３時まで	午後２ 午後３時から午後６時まで	夜間 午後６時から午後９時まで
	円	円	円	円
会議室１	３００	３００	３００	３００
会議室２	３００	３００	３００	３００
和室	４５０	４５０	４５０	４５０
視聴覚室兼大会議室	１，０５０	１，０５０	１，０５０	１，０５０
展示ギャラリー	１日当たり		５００円	

備考

１　使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、超過又は繰上時間３０分につき、この表に定める利用料金（以下「規定利用料金」という。）の１時間当たりの単価に１００分の５０を乗じて得た額を規定利用料金に加えた額とする。

改正前

	会議施設及び展示施設	午前９時から午後９時まで	
流山市立木の図書館		午前９時３０分から午後８時まで	午前９時３０分から午後５時まで

別表第３（第１４条関係）
森の図書館会議施設等利用料金表

使用単位 使用区分	午前 午前９時から正午まで	午後１ 正午から午後３時まで	午後２ 午後３時から午後６時まで	夜間 午後６時から午後９時まで
	円	円	円	円
会議室１	３００	３００	３００	３００
会議室２	３００	３００	３００	３００
和室	４５０	４５０	４５０	４５０
視聴覚室兼大会議室	１，０５０	１，０５０	１，０５０	１，０５０
展示ギャラリー	１日当たり		５００円	

備考

１　使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金は、超過又は繰上時間３０分につき、この表に定める利用料金（以下「規定利用料金」という。）の１時間当たりの単価に１００分の５０を乗じて得た額を規定利用料金に加えた額とする。

改正後	改正前
2　流山市民以外の者が使用する場合の利用料金は、規定利用料金（前項の規定が適用される場合は、同項の規定の適用後の利用料金とする。）に１００分の２００を乗じて得た額とする。 3　この表に定めるところにより算出した額に１０円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。	2　流山市民以外の者が使用する場合の利用料金は、規定利用料金（前項の規定が適用される場合は、同項の規定による利用料金とする。）に１００分の２００を乗じて得た額とする。 3　この表に定めるところにより算出した額に１０円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

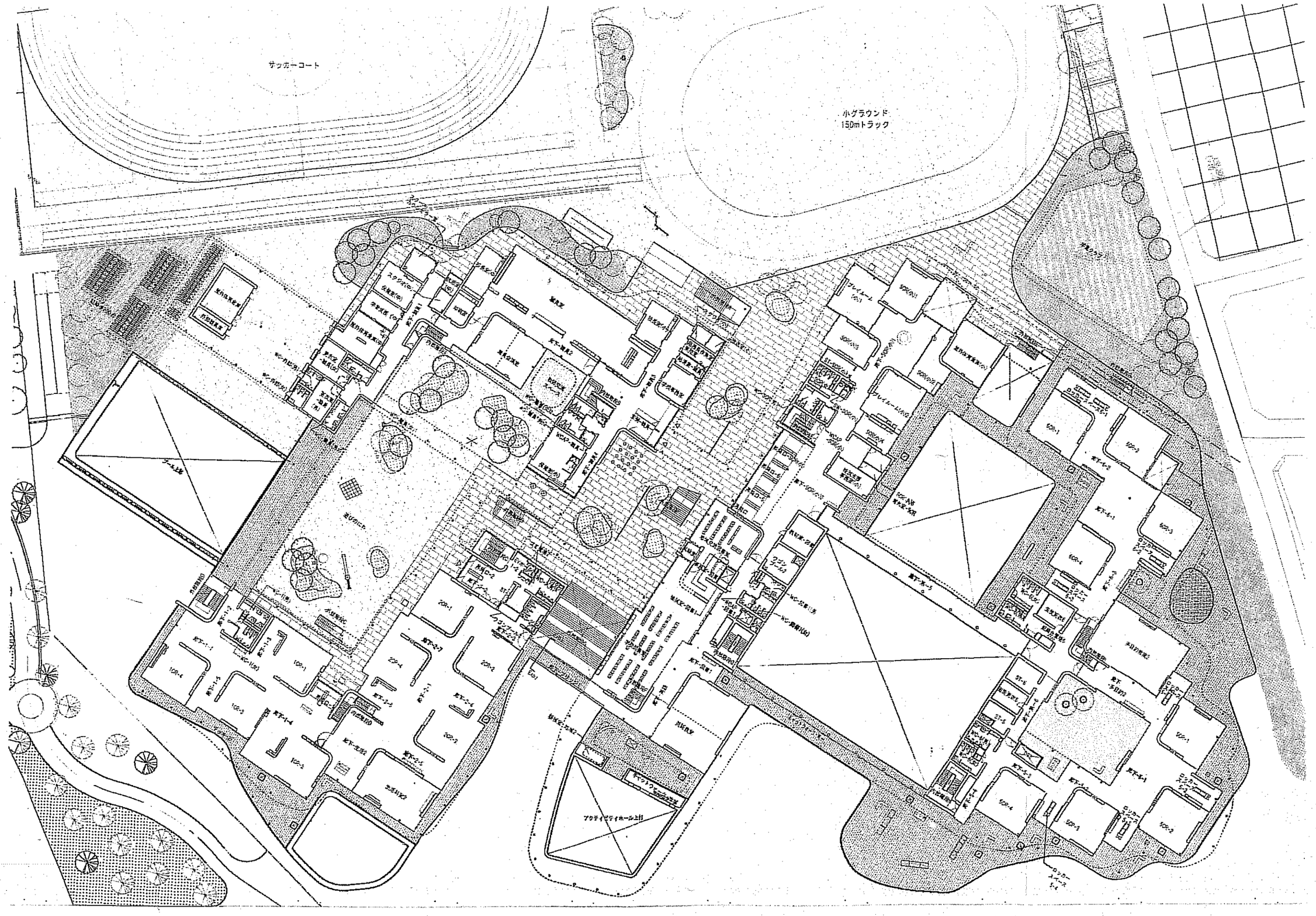

2階　平面図　1/600